

技術者専任確認の手引き

平成 2 9 年 1 月

建設局技術管理課

目 次

1	技術者専任確認	
(1)	手引き作成の目的	1
(2)	技術者専任確認の必要性	1
(3)	技術者専任確認の内容	1
(4)	技術者専任確認の方法と流れ	2
2	J C I S 検索システム操作マニュアル（専任確認版）	
(1)	J C I S 検索システムとは	5
(2)	J C I S 検索システム利用上の注意	5
(3)	J C I S 検索システムのログイン	6
(4)	技術者等従事中工事の確認	7
(5)	確認結果の判定と活用	10
3	現場代理人及び監理（主任）技術者の配置要件等（資料編）	
(1)	現場代理人とは	11
(2)	現場代理人の配置要件	11
(3)	現場代理人について知っておきたいこと	12
(4)	監理（主任）技術者とは	13
(5)	監理（主任）技術者の配置要件	13
(6)	監理（主任）技術者について知っておきたいこと	19

*その他のケースや判断に困った際は、技術管理課へ相談してください。

1 技術者専任確認

(1) 手引き作成の目的

技術者専任確認の手続きの合理化にあたって、技術者制度の統一的な運用を進めることを目的として、手引きを作成する。

※ 技術者制度において改訂等がある際は、技術管理課から通知するとともに、本手引きを改正するため、最新の情報を確認するようにしてください。

(2) 技術者専任確認の必要性

受注者に配置を義務付けている監理（主任）技術者の技術者専任確認を的確に実施することにより、施工体制の確保と不良不適格業者の排除を図る必要がある。結果として、工事発注課等と施工業者のトラブルを未然に回避する効果が期待される。

なお、配置予定技術者の確認は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において定められている。

(3) 技術者専任確認の内容

技術者専任確認は、明らかに不適切な技術者を配置することを未然に防ぐため、現場代理人や監理（主任）技術者の従事中工事を確認する。

※ なぜ、現場代理人も確認対象としているのか。

現場代理人が、他の工事に従事している技術者であると、技術者の配置が適切でないとともに、現場代理人の常駐が出来ない。

○技術者専任確認の対象工事

請負金額500万円以上の工事（単価契約工事は除く。）を対象として確認する。

コリンズへの登録義務がない請負金額500万円未満の工事及び単価契約工事は、従事状況が確認できない。

※ コリンズへの登録は、500万円以上の公共工事を対象としている。

○技術者専任確認の実施主体

請負金額が3,500万円未満（建築一式工事においては、7,000万円未満）の専任を要しない技術者を配置する工事は、工事発注課等において確認を行う。

表1 技術者専任確認の実施主体

工事発注課等	技術管理課
請負金額 <u>3,500万円未満</u> (建築一式工事： <u>7,000万円未満</u>)	請負金額 <u>3,500万円以上</u> (建築一式工事： <u>7,000万円以上</u>)

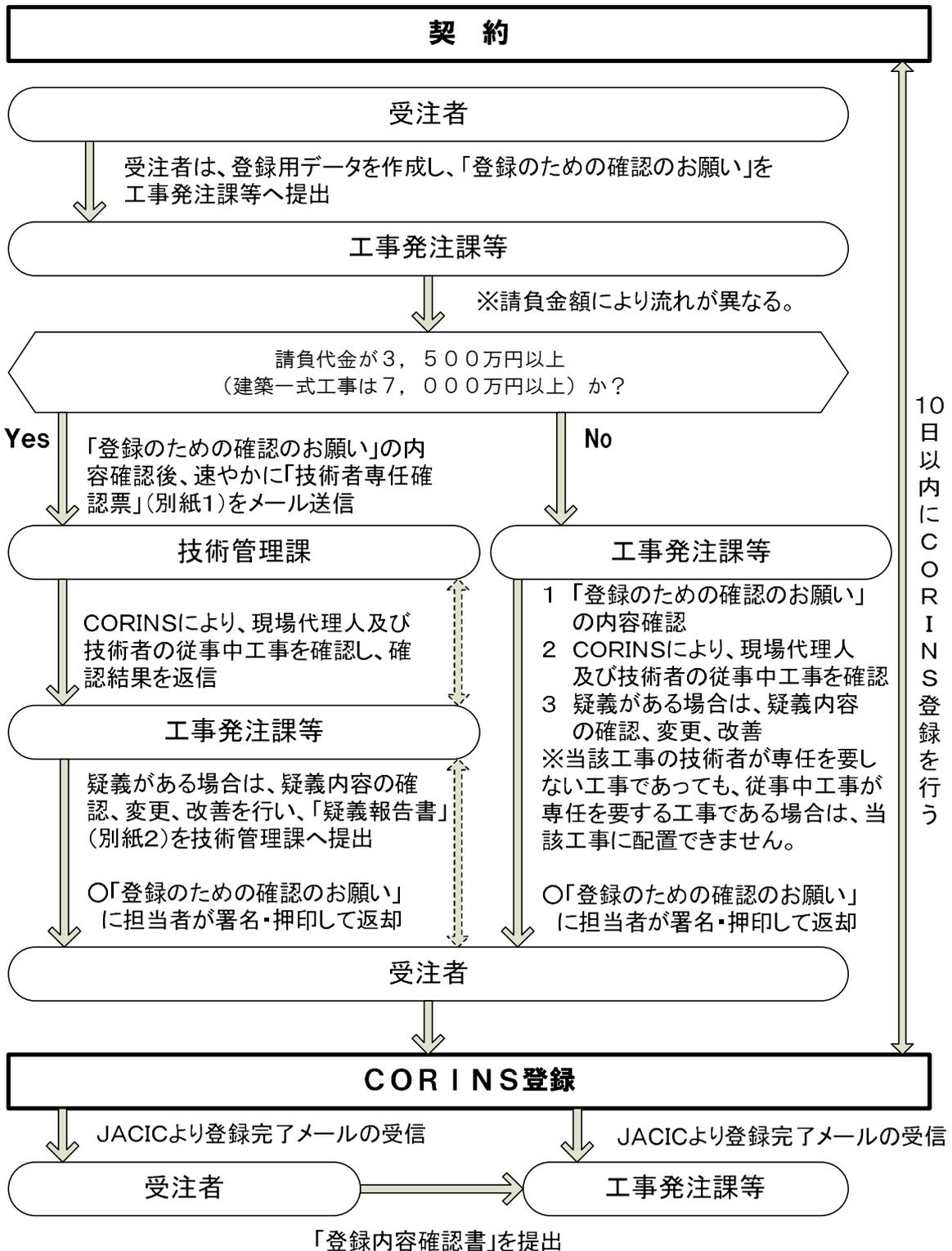


図1 コリンズ登録及び技術者等確認の流れ

平成 年 月 日

技術者専任確認票

行 技術管理課 াতে ← 所属 _____ 係
 e-mail giyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp
 職 氏名 _____
 氏名 _____
 電話 _____
 FAX _____

下記工事の技術者について、下記のとおり照会します。

工事名							
区分	当初	変更	業種コード	業種名			
請負者							
許可番号	行政庁コード	業者番号の下6桁	請負代金額		円		
配置技術者	現場代理人		技術者				
氏名 (漢字)							
氏名 (カタカナ)							
生年月日 (西暦)	年	月	日	年	月	日	
入社年月日 (西暦)	年	月	日	年	月	日	
監理技術者資格者証番号	あれは記入 監理技術者は必須	→	全桁	全桁			
従事期間 (西暦)	年	月	日	～	年	月	日

平成 年 月 日

復 _____ 係
 _____ 係
 技術管理課 担当
 内線 3594

上記の技術者について、下記のとおり回答します。

(疑義なし)

別添のとおり問題となる従事工事はありません。

現場代理人にCORINS登録実績は確認されませんでした。(従事工事なしと判断)

技術者にCORINS登録実績は確認されませんでした。(従事工事なしと判断)

(疑義あり)

別添のとおり従事中工事が有ります。状況を調査し、疑義報告書を提出してください。

コメント:

別紙1
技術者専任確認票

技術管理課が、技術者専任確認する工事で使用。
 網掛け部分を記入して、メール送信。

- 技術管理課からの回答後
- ・疑義なしの場合
 受注者へ「登録のための確認のお願い」を返却
 - ・疑義ありの場合
 疑義内容を確認、変更、改善し「疑義報告書」を技術管理課へ提出

別紙2
技術者疑義報告書

技術管理課が行った技術者専任確認の結果、疑義ありの場合に使用。
 疑義内容の確認、変更、改善し、網掛け部分を記入してメール送信。

平成 年 月 日

技術者疑義調査報告書

技術管理課長 様
 (技術管理係 াতে)

長 _____ 係
 担当者 { 職 氏名 _____
 氏名 _____
 電話 _____

疑義のあった技術者について調査した結果を報告します。

工事名							
区分	当初	変更	業種コード	業種名			
請負者							
許可番号	行政庁コード	業者番号の下6桁	請負代金額		円		
配置技術者	現場代理人		技術者				
氏名 (漢字)							
氏名 (カタカナ)							
生年月日 (西暦)	年	月	日	年	月	日	
入社年月日 (西暦)	年	月	日	年	月	日	
監理技術者資格者証番号	あれは記入 監理技術者は必須	→	全桁	全桁			
従事期間 (西暦)	年	月	日	～	年	月	日

調査結果		調査の結果、問題ありません。
		調査の結果、問題があったため下記の通り変更し改善しました。
	変更 および 改善等	

2 JCIS検索システム操作マニュアル（専任確認版）

（1）JCIS検索システムとは

JCIS検索システムは、JACIC-CE協議会が運用する発注者支援データベースシステムの一つで、公共工事の入札・契約・施工の各段階で発注者に必要な情報を一体的に提供しており、ユーザーIDとパスワードの入力により、利用することができます。

平成25年3月から全国の公共工事の工事内容をデータベース化したコリンズの検索機能が追加され、技術者の工事への従事状況や従事実績の確認に活用できます。

（2）JCIS検索システム利用上の注意

- ・ JCIS検索システムのユーザーID及びパスワードは、3セットです。多くの職員が利用できるよう、利用時以外はログアウトを徹底してください。
- ・ ログアウト操作は、必ず「ログアウト」ボタンをクリックすることにより行ってください。「×」ボタンなどにより強制終了すると30分間ログイン状態が継続したままになります。
- ・ パスワードは定期的に変更し、その都度お知らせします。検索システムログイン時に6回以上パスワードを間違えると、30分間利用できなくなります。
- ・ Internet Explorer標準機能の「×」や「←（戻る）」ボタンによる操作はしないでください。

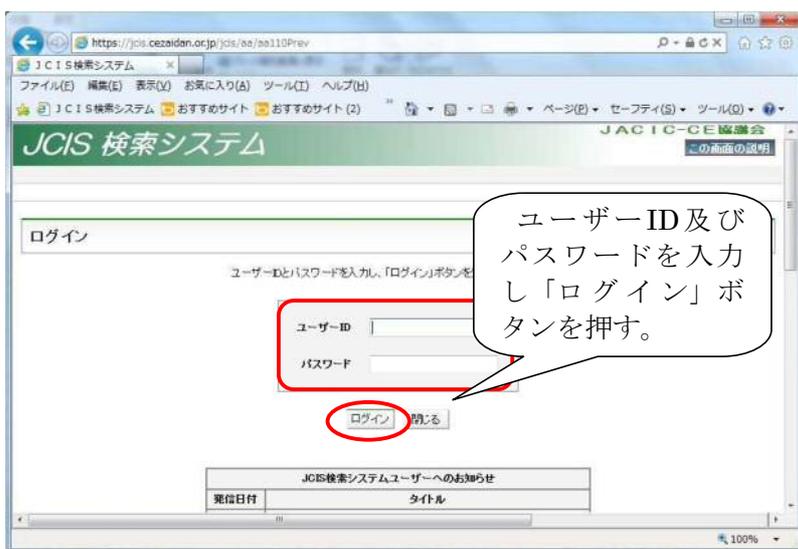
(3) JCIS検索システムのログイン

JCIS検索システムのログインは、次のログインURLから行います。

☆ JCIS検索システムへのログインURL

<https://jcis.cezaidan.or.jp/jcis/aa/aa110Prev>

※ 次回以降の利用に備えて「お気に入り」に登録しておくことをお勧めします。



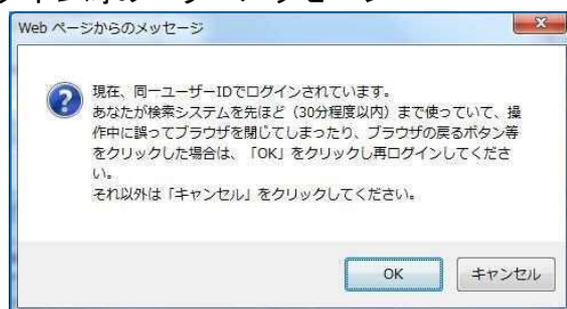
※上記URLにより、左図のJCIS画面が表示されます。

ログイン名、パスワードは3セットあります。「ユーザーID・パスワード」一覧表をご参照ください。
パスワードは、定期的に変更します。

※検索システムログイン時に、6回以上パスワードを間違えると、30分間利用ができなくなります。

※ポップアップがブロックされたときは、ポップアップを許可してください。

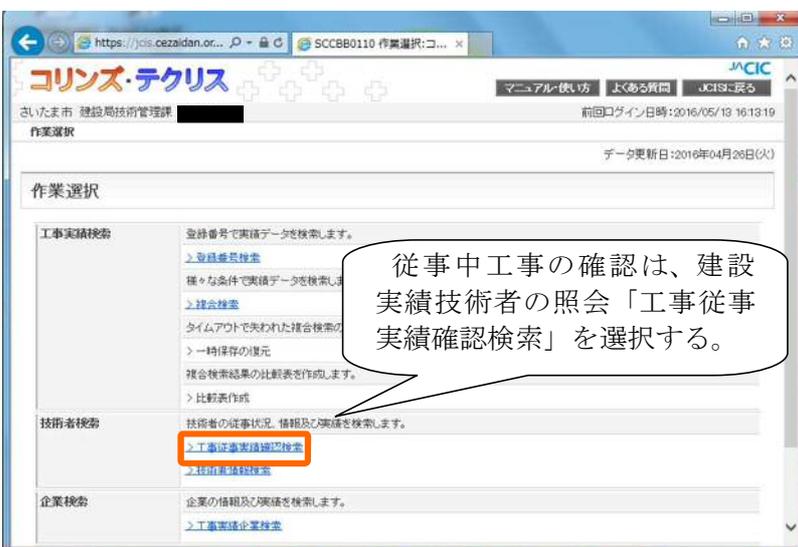
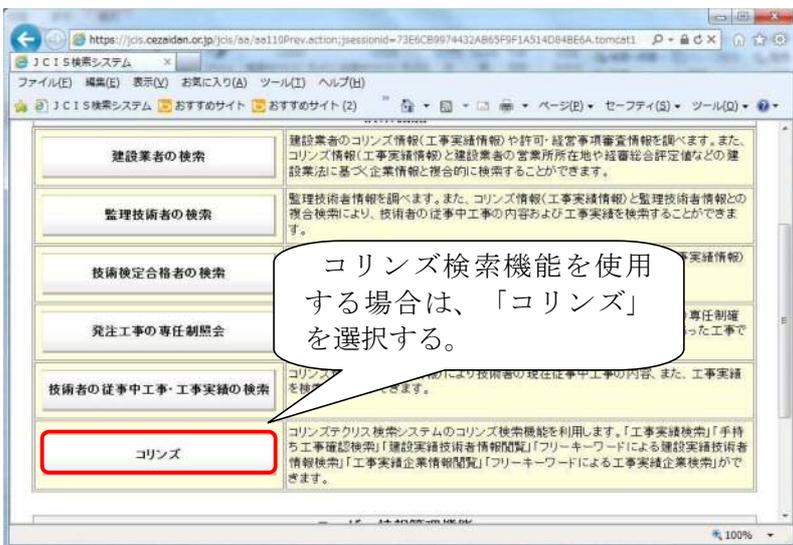
・ ログイン時のエラーメッセージ



「現在、同一ユーザーIDでログインされています。」が表示されたら、キャンセルを押し、別のログイン名でのログイン作業をしてください。



(4) 技術者等従事中工事の確認



※ Internet Explorer標準機能の「×」や「←(戻る)」ボタンによる操作をしないでください。

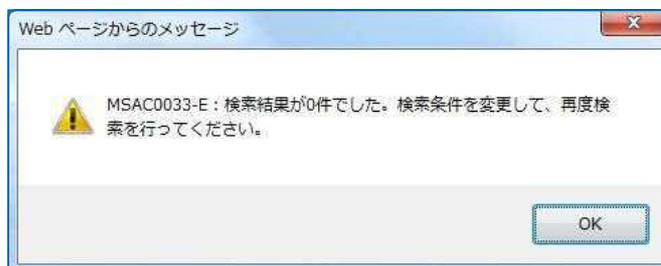


確認する現場代理人又は監理（主任）技術者の氏名・フリガナ（氏と名の間のスペースは不要）、生年月日を入力し、検索を押す。

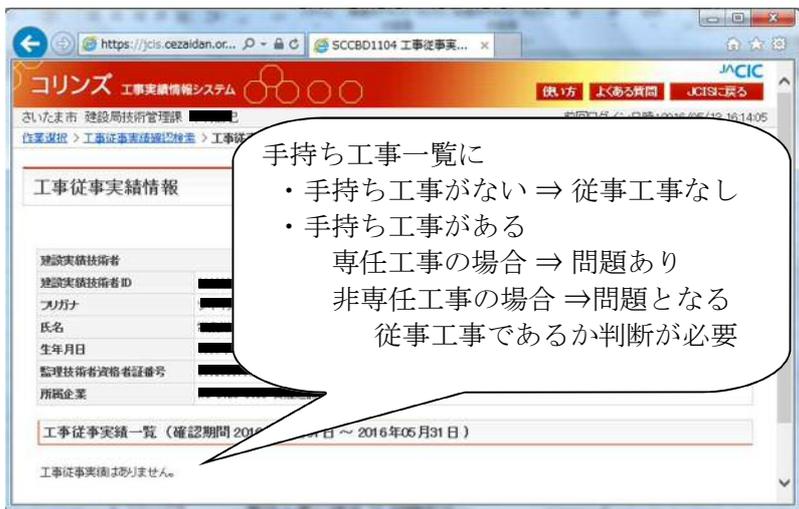
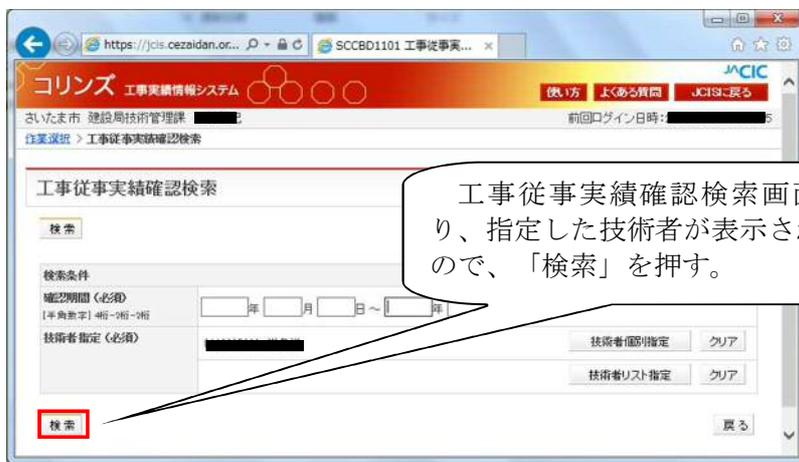
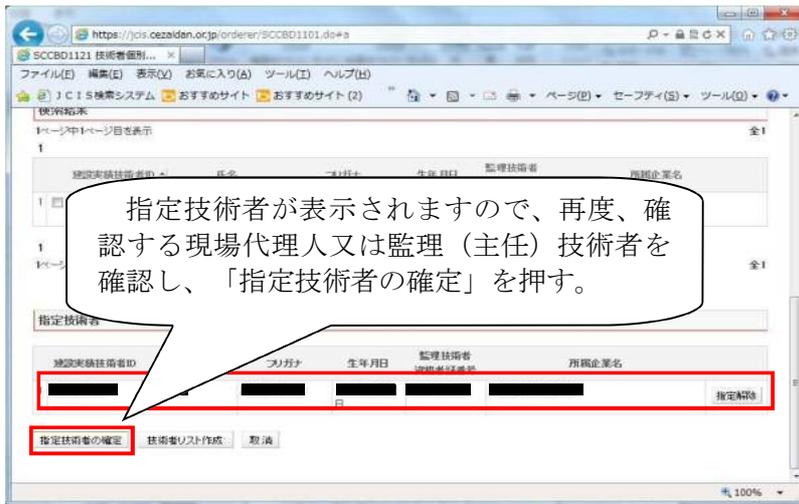


検索結果が表示されますので、所属企業などを参考に、確認する現場代理人又は監理（主任）技術者をチェックし、「指定技術者へ追加」

・ 検索結果が0件の場合



上図のメッセージが表示されたら、入力内容に間違いがないか確認し、氏名のみ、生年月日のみ等の検索をしてください。
種々の条件での検索の結果、0件の場合は、従事中工事なしと判断します。



検索結果を印刷し、現場代理人等通知書の決裁に添付することになります。
 ※印刷は、Internet Explorerの印刷機能を利用してください。

○ JCIS検索システムのログアウト
 コリンズ検索機能の利用後は、「JCISに戻る」を押し、JCIS検索システム画面から必ずログアウトしてください。
 ※ ログアウトする際は、必ず「ログアウト」ボタンをクリックしてシステムを終了させてください。「×」ボタンなどにより強制終了すると30分間ログイン状態が継続したままになります。

(5) 確認結果の判定と活用

☆ 検索結果から従事可否の判定

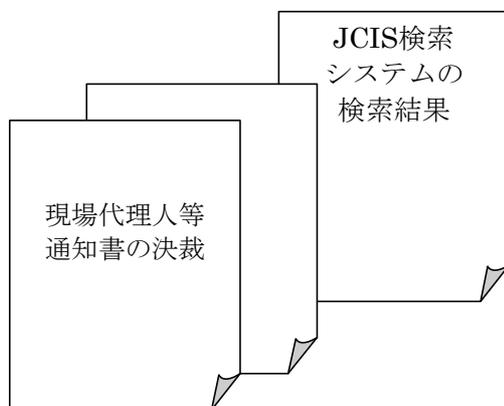
検索結果より、現場代理人及び監理（主任）技術者が、工事に従事できるかの判定を行う。

※ 従事中工事が確認され、判断が難しい場合は技術管理課へご相談下さい。

区分	手持ち工事なし	手持ち工事あり
現場代理人	全ての工事で 従事可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事可 現場代理人兼務届が提出された他の工事に現場代理人として従事するとき ・ 従事不可 他の工事の監理（主任）技術者に従事するとき 現場代理人兼務届がない現場代理人に従事するとき
監理（主任）技術者	全ての工事で 従事可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事可 3,500万円未満（建築一式7,000万円未満）の工事であり、技術者として従事する他の工事が3,500万円未満（建築一式7,000万円未満）のとき ・ 従事不可 現場代理人として他の工事に従事するとき 技術者として従事する他の工事が3,500万円以上（建築一式7,000万円以上）のとき

☆ 検索結果の現場代理人等通知書の決裁への添付

JCIS検索システムにより検索された結果は、プリントアウトし、現場代理人等通知書の決裁に添付する。



※ 検索結果の添付は、技術者の確認が確実にされるよう必ず行って下さい。
 ※ 印刷は、Internet Explorerの印刷機能を利用してください。

3 現場代理人及び監理（主任）技術者の配置要件等（資料編）

（1）現場代理人とは

現場代理人とは、さいたま市建設工事請負契約基準約款第10条により、工事現場への配置を規定している。

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負人の代理人であり、工事現場に常駐することとされている。

※ 公共工事標準請負契約約款の解説より

○さいたま市建設工事請負契約基準約款

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 [略]

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4, 5 [略]

（2）現場代理人の配置要件

現場代理人は、工事現場に常駐し、請負者と直接的な雇用関係を有する者を配置する。

※ 現場代理人の配置要件について、法律上、請負者との直接的雇用関係を必要としません。

国土交通省関東地方整備局では、請負者との雇用関係にあることが契約の適正な履行につながると考えており、本市においても同様な主旨のもと、請負者と直接的な雇用関係を有する方を選任していただくよう請負者をお願いしています。

(3) 現場代理人について知っておきたいこと

☆ 現場代理人の常駐義務の緩和（※ライブラリ参照）

※ 「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」

○常駐を要しない期間

現場が実質的に稼動していない次の期間は、書面に明示することで、常駐義務を緩和できる。

- 1 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- 2 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- 3 工事の全部の施工を一時中止している期間
- 4 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

○兼務を認める工事

市発注工事の当初請負金額2,500万円未満の建設工事又は単価契約による建設工事のうち、条件を満たす2件までの工事の現場代理人を兼務することができる。

(4) 監理（主任）技術者とは

監理（主任）技術者は、建設業法第26条及びさいたま市建設工事請負契約基準約款第10条の規程により、配置を義務付けられている。

主任技術者は、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握した上で、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質確保を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う。

特定建設工事業者が総額で4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上を下請に出す場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。監理技術者は、主任技術者の職務に加え、建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視される。

※ わかりやすい建設業法・独占禁止法一問一答 より

(5) 監理（主任）技術者の配置要件

☆ 建設業法の規程による配置要件

監理（主任）技術者は、建設工事の施工に関する一定の資格や経験を持つ者の配置が求められる。（※ 技術者の資格一覧表を参照）

また、監理（主任）技術者は、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされる。公共性のある工作物に関する建設工事では請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任のものでなければならない。

☆ 監理技術者制度運用マニュアルの規程による配置要件

公共工事において、専任の監理（主任）技術者については、建設業者からの入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要とされる。

○技術者の資格一覧表

建設業の許可	特定建設業 一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業 土木工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業 鋼構造物事業 ほ装工事業 造園工事業
元請工事における下請金額合計	4,000万円未満 (建築一式工事は6,000万円)	4,000万円以上 (建築一式工事は6,000万円)	
工事現場に置くべき技術者	主任技術者	監理技術者	
技術者の資格要件	1) 指定学科(表2-1参照)を卒業後 ① 高等学校(旧実業学校を含む。)5年以上 ② 高等専門学校(旧専門学校を含む。)3年以上 ③ 大学(旧大学を含む。)短大3年以上の実務経験を有する者 2) 10年以上の実務経験を有する者 3) 国土交通大臣が1)又は2)と同等以上と認定した ① 1・2級の国家資格等(表2-2参照) ② 海外有資格者等	イ) 1級国家資格者(表3-2参照) ロ) 右の1)、2)、3)の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が4,500万円以上のものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイ)又はロ)と同等以上と認定したものの ① 海外資格者等	I) 1級国家資格者(表3-2参照) II) 国土交通大臣がI)と同等以上と認定したものの ① 国土交通大臣特別認定者 ② 海外資格者等
技術者の現場専任	請負金額3,500万円以上 (建築一式工事は7,000万円以上)		

表 3 - 1 指定学科

許可を受ける建設業	学科一覧
土木工事業	土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
ほ装工事業	
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科
大工工事業	
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	土木工学又は建築学に関する学科
とび・土工工事業	
石工事業	
屋根工事業	
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
電気通信工事業	
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
水道施設工事業	
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
※ 土木工学については、農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科も含まれます。	

表 3 - 2 国家資格

指定建設業

資格区分		建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建設業法 「技術検定」	合格 証明書	1級建設機械施工技士	◎			◎							◎																			
		2級建設機械施工技士(第一種~第六種)	○			○								○																		
		1級土木施工管理技士	◎			◎	◎					◎	◎	◎				◎										◎		◎		
		2級土木施工管理技士	種別 土木	○			◎	◎					◎	◎	◎														◎		◎	
			種別 構造物塗装																○													
			種別 薬液注入					○																								
		1級建築施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎				◎	
		2級建築施工管理技士	種別 建築		○																										○	
			種別 躯体			○		○					○	○	○																○	
			種別 仕上げ			○	○		○	○								○	○	○	○	○	○					○				○
		1級電気工事施工管理技士								◎																						
		2級電気工事施工管理技士								○																						
		1級管工事施工管理技士									◎																					
		2級管工事施工管理技士									○																					
1級造園施工管理技士																								◎								
2級造園施工管理技士																								○								
建築士法 「建築士試験」	免許 証	1級建築士		◎	◎			◎			◎	◎								◎												
		2級建築士		○	○			○				○								○												
		木造建築士			○																											
技術士法 「技術士試験」	登録 証	(部門)(選択科目)																														
		建設・総合技術監理(建設)	◎				◎		◎					◎	◎										◎						◎	
		建設「鋼構造及びびコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びびコンクリート」)	◎				◎		◎			◎		◎	◎										◎							
		農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	◎				◎																									
		電気電子・総合技術監理(電気電子)							◎															◎								
		機械・総合技術監理(機械)																				◎										
		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									◎											◎										
		上下水道・総合技術監理(上下水道)									◎																		◎			
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)									◎																◎		◎			
		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎				◎									◎																
		森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																								◎						
		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎				◎																			◎						
		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)										◎																				
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)										◎																	◎			
衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)										◎																	◎		◎			

資格区分		建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
電気工事士法 「電気工事士法試験」 電気事業法 「電気主任技術者国家試験等」	免状	第1種電気工事士								○																								
		第2種電気工事士(実務経験3年を要する)									○																							
		電気主任技術者(実務経験5年を要する) (1種・2種・3種)									○																							
水道法 「給水装置工事主任技術者試験」	免状	給水装置工事主任技術者(実務経験1年を要する)									○																							
消防法 消防設備士試験	免状	甲種消防設備士																														○		
		乙種消防設備士																														○		
職業能力開発促進法 「技術検定」	合格証書	(検定職種) 等級区分が2級のものは、合格後3年の実務経験を要する。																																
		建築大工			○																													
		左官				○																												
		とび・型枠施工・コンクリート圧送施工					○																										○	
		ウエルポイント施工					○																											
		冷凍空調和機器施工										○																						
		配管(選択科目「建築配管作業」)										○																						
		タイル張り											○																					
		築炉・れんが積み											○																					
		ブロック建築・コンクリート積みブロック施工							○				○																					
		石材施工						○																										
		鉄工(選択科目「製缶」又は「構造物鉄工作成業」)												○																				
		鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)													○																			
		工場板金																		○														
		建築板金								○										○														
		かわらぶき・スレート施工								○																								
		ガラス施工																				○												
		塗装																					○											
		路面表示施工																						○										
		畳製作																							○									
内装仕上げ施工・表装																							○											
熱絶縁施工																								○										
建具製作・カーテンウォール施工・サッシ施工																												○						

(6) 監理（主任）技術者について知っておきたいこと

- ☆ **共同企業体における技術者の配置**（※ さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱）
共同企業体における技術者の配置は、さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱第6条（5）に規程される。
すべての構成員は、当該建設工事等に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場等に専任で配置すること。
- ☆ **事業協同組合における技術者の配置**（※ ライブラリ参照）
事業協同組合は、法人格を付与されており、組合独自の技術者を雇用し、組合として建設業許可を得ることが必要となる。
事業協同組合の技術者は、元請である組合の社員でなければならない。
なお、事業協同組合における建設業者と技術者との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例については、次の通知により定められている。
・官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成二十八年三月二十四日付、国土建第四百八十三号）
- ☆ **技術者の途中交代**（※ 監理技術者制度運用マニュアル）
建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理（主任）技術者の工期途中での交代は、入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある。
交代が認められる場合として、監理（主任）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次の場合が考えられます。
① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移動する時点。
③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
いずれの場合であっても、発注者および受注者間との協議により、交代の時期は工程上の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理（主任）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

☆ 技術者の専任を要しない期間（※ 監理技術者制度運用マニュアル）

監理（主任）技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている必要がある。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ③ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

☆ 技術者の雇用関係（※ 監理技術者制度運用マニュアル）

建設工事の適正な施工の確保するため、監理（主任）技術者については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、監理技術者資格者証または健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要である。

○直接的な雇用関係とは

直接的な雇用関係とは、監理（主任）技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、監理技術者資格者証、健康保険被保険者証または市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。